

国民生活審議会第10回消費者政策部会議事要旨

1. 日 時 平成20年5月23日(金)14:00~17:00

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室

3. 出席者

(委員) 松本部会長、岡田委員、神田委員、小林委員、齋藤(憲)委員、齋藤(ひ)委員、佐野委員、中名生委員、西村委員、水巻委員、吉岡委員

(事務局) 西国民生活局長、堀田官房審議官(国民生活局担当)、嶋田参事官、川辺国民生活局消費者企画課長、原嶋国民生活局消費者安全課長、内畠国民生活局消費者企画課企画官、高橋国民生活局総務課調査室長、松風国民生活局国民生活情報室長、加納国民生活局消費者団体訴訟室長、甘利国民生活局消費者行政推進室長

(ヒアリング説明者)

内閣府、食品安全委員会、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、国民生活センター、金融広報中央委員会

(1) 平成20年度における消費者基本計画の検証・評価・監視について(関係省庁等からのヒアリング)

各委員からの質疑及びそれに対する関係省庁等からの回答が以下のとおり行われた。

リコール制度の強化・拡充の施策

- ・「監視(今後の取組)」の部分が、終了したような書きぶりとなっているものが多いが、今後どうしているのか。
 - ・平成20年度は、平成19年度のリコール研究会での検討結果を踏まえ、社告のあり方も含めて分野横断的な自主リコールの指針を国民生活審議会でも検討いただく方向で考えている。
 - ・自動車のリコールに関する不正行為の再発防止という観点では、情報収集体制の強化や集中的な監査の実施、技術的検証の実施を着実に進めることが当面の課題。平成20年度についても、これらの体制の上で着実に実施していく。
- ・食品のリコール社告については、安全性を強調しながらリコール社告を出しているということだが、消費者にとって非常にわかりづらい。国際的には安全であっても、日本では許可されていないと、消費者は不安を覚えるが、その点について厚労省や農水省などとうまく連携しながら、リコール社告の促進を進めているのか。

自主リコールの分野横断的な指針の中には、食品等も入っており、それを作成していく中で厚労省、農水省、その他経産省も含めて連携しながら作成に当たりたい。
- ・依然として車のリコール届けが非常に多く、最近の車は本当に設計や製造上で何か問題があるのではないかと。リコールの件数が増えていることについては、いろいろな説が言われている。自動車の備品の共通化が増えているため、1件リコールすると対象台数が多くなるという

ったことなどがあるが、自動車メーカーが積極的にリコールをするようになったという面もある。平成18年度のリコールのうち、実際に事故が起こってリコールになったものは1割にも満たず、9割以上は事故に至る前の不具合の発生段階でリコールになっている。リコール増加の理由については、平成20年度に検証し、実際に欠陥が増えているということであれば、何らかの対策をとりたい。

- ・消安法が改正され、昨年5月から重篤事故情報の報告をしなかった事業者に対して改善命令ができるとなっているが、これまでにそういった事例があるか。諸外国との連携体制の構築とあるが、欧州、アジア、その他はどういう状況か。
 - ・事故報告制度で改善命令を出した実績はまだない。
 - ・国際連携については、アメリカと中国との間で協議の覚書を結んでいる。アメリカとは今年2月に会議を行い、双方のリコール情報の具体的な情報交換を行った。中国とは5月に定期会合を行い、互いに関係する製品事故情報の通報を相互にすることで合意した。そのほか、韓国との間で最終調整を進めており、韓国とも同様のスキームが構築できる予定。EUについては話し合いを進めており、調整中。諸外国との連携体制の構築に関連して、米欧豪日などの主導でOECD消費者政策委員会にてプロジェクトが開始される予定。
- ・情報提供に関し、ホームページや記者会見のほか高齢者の施設や学校に情報がきちんと行き渡るような対策がとられているのか。

月1回開催している製品安全点検日セミナーの中で製品事故や消費者の注意事項を説明している。また、今年3月、経年劣化による家電製品の火災防止に関するチラシを作成し、各都道府県・各市町村に回覧を依頼した。このほか、ふるさとケータイ事業の中での製品事故、製品安全に関する情報提供、民生委員のネットワークを活用した製品安全情報の周知活動について検討している。
- ・長期使用製品の安全対策が来年から施行されるが、標準設計耐用期間を製品に表示することとなっている9品目以外のものはどうするのか。

これは、設計標準使用期間を表示するだけでなく、設計標準使用期間が到来した際に製造輸入事業者から消費者に点検の通知を行い、消費者から点検の要請があった場合には、製造輸入事業者は点検をしなければならないという制度。一定の確率がある9品目を対象としている。確率は高くないが、一定の事故が起きている製品については、表示のみ行う長期使用製品安全表示制度があり、これについて5製品指定している。
- ・経産省は厚労省に事故情報を転送した後のフォローアップはなされているのか、どういう状況で連携をとっているのか。

法律に基づいて厚労省に移送し、厚労省で公表リコール資料としてきちんと対応されていると認識している。
- ・リコール等に関する研究会を7回行ったとのことだが、まだ取りまとめには至っていないのではないか。国民生活センターのホームページには「回収・無償修理等のお知らせ」というリコール社告の欄があるが、非常にヒット数が多い。全国流通している製品が多いため、大企業の場合はリコール社告を全国紙に出すことが多いが、中小企業では難しいため、国民生活センターのホームページのようなコストの掛からないものを活用するというのも、一つのやり方ではないか。

研究会は本年3月に終わり、座長の一任で最終取りまとめをすることになっている。近々公表すべく、最終調整を行っているところ。その中で、指摘いただいた中小規模の事業者のリコール社告に対する支援について触れている。

- ・個人輸入品やインターネット・オークションにより、偽物や国内で認証されていない製品などが流通しており、このような場合のより素早い情報交換や根絶に向けた国際間の取り組みが必要と考えるが、現状スムーズに行われているのか。
個人輸入品については直接的な観点からはまだないが、リコールについては分野横断的な指針を作っており、その中では、国際的観点からの調和なども含めて平成20年度の分野横断的な指針の中で考えていきたい。

リスクコミュニケーションへの消費者への参加促進

- ・様々な研究が紹介されているが、やっていてよかったと思うようなことはあるか。
 - ・短期的目標は、様々な取り組み、情報の共有あるいは意見の交換それぞれ単品ごとにわかっていただくこと。長期的目標は、科学的な食品の安全性について幅広く理解していただくこと。科学的な知見に基づいて安全性を見るといったリスク分析の考え方をできるだけ広めようとしているが、どこまで通じているかは、なかなか難しい面がある。一般の方の農薬や食品添加物といったものに対する不安は相変わらず高く、できるだけ科学的な情報を中心に、情報をしっかりとつないでいきたい。
 - ・リスクコミュニケーションは、一般消費者にとって、正しい理解を得るという意味において非常に有効。正しい情報の理解に資するような活動をする、仮に報道等で極端なバイアスのかかったような報道がなされたとしても、聞く方で客観的にとらえることができるという点において、非常に有意義なものである。

食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及促進

- ・食品のトレーサビリティの現在の普及の状況はどうなっているのか。
特に、中小の事業者で、コスト負担等の問題とトレーサビリティの導入に当たっての取り組みが遅れていることが一つの課題。そのため平成20年度において、中小企業事業者の取り組み状況の実態を把握するための調査等を行い、実際に中小事業者の方にも低コストで取り組めるトレーサビリティの具体的な手法を検討し、普及していきたいと考えている。

分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり

- ・景品表示法に関し、去年、今年と公正取引委員会の排除命令が多く出ているが、手続としてどこに申し出て、それが公正取引委員会につながっていくのかが見えない。また、以前、区でできるものもあると聞いていたが、それはどのような手続きとなるのか。
消費者自らが連絡先、表示物等について書面で提供した場合には、公正取引委員会が所要の調査を行い、回答する義務がある。公正取引委員会本局のほか各ブロックにある地方事務所が窓口である。また、都道府県の知事も消費者からの情報提供により行政指導が可能。区の権限については、都道府県知事から市や区に権限を移すことは法律上可能であるが、下りているかどうかは把握していない。

- ・ 15 ページの「本報告を踏まえ、次期国民生活審議会において、同法の見直しを含めた所要の措置をできる限り早急に講ずるべきと提言した」の具体的なポイントは何か。
 重要事項の概念を拡張すべきこと、消費者契約法の取り消し類型として規定されている困惑類型について、不退去、監禁以外にも拡張すべきではないか、不当条項リストは現在規定されているものの他にも規定すべきではないかといったこと。
- ・ インターネット取引に関し、外国との情報交換、連携はどのようにしているのか。
 具体的に設けるべきルールが検討されているわけではないが、OECD や日中韓の消費者政策部門の検討の場で、検討課題として取り上げられているのではないかと。
- ・ 25 ページは終わったような書き方になっているが、今後これを踏まえてどういうところに力を入れていくのか。
 特定商取引法及び割賦販売法の改正が終着点ではなく、この後が大事であるというのが基本的な認識。今後も実際に起きている被害の状況と業界の自主的な努力というものを注視しながら、適切な手段を講じてまいりたい。
- ・ 多重債務問題改善プログラムが昨年から動き出しているが、自治体に下ろしてきたものの、自治体の間に格差がある。多重債務対策の予算規模も非常に大きな開きがある。引き続き国、自治体、関係団体が一体となって実行するとあるが、実際に何をやるのか。多重債務問題は法的解決に加えた生活支援の部分がなければ抜本解決にならないと理解しており、その辺りの考えもお聞きしたい。
 プログラムの大きな柱の一つが各都道府県に対策協議会のようなものを設けることであり、既に全国で設置されているが、問題は、それらをいかに中身があるものにしていくかということ。多重債務問題、特に債務整理ということになれば、行政サイドで相談を受け付けるだけでなく、弁護士あるいは司法書士といった法曹専門家の方々との協力関係が不可欠。民間の力を効果的に活用していくということも一つのアイデア。まず、各自治体での取り組みや状況について情報収集し、推進できるような事例を周知し、それを広げてベストプラクティスを集積し、推奨していくことに引き続き努めたい。
- ・ 多重債務に関し、金融庁や東京都からマニュアルやガイドラインが出ているが、全て弁護士会や司法書士へ持っていくような流れになっている。債務者にとって最もお金が掛からず、自分でできる方法について、マニュアルやガイドラインにはほとんど触れられていない。また、出資法の 109.5 の利息がまだ生きている。いかにも個人間の借り貸しのような形で出てきているようだが、それに対して金融庁は何らか手を打つのか。
 債務請求の手続については、マニュアルに費用の問題も含めて書いているつもりだが、不十分だという御指摘は重く受け止めたい。具体的な指摘をいただければ、検討していきたい。個人間の高金利の問題が現実に残っていることは事実。持ち帰って検討させていただきたい。
- ・ 多重債務問題改善プログラムの一環として金融経済教育を位置付けることになっているが、現在進行中の学習指導要領との関係ではどうなっているのか。
 金融経済プログラムの中にも記載されているが、高等学校を卒業するまでに子どもたちに教えるということになっており、高等学校の学習指導要領については年内に改定を目指して検討しているところ。中学校までは今年の春に告示という形で示した。今

年1月の中央教育審議会答申に、高等学校の家庭科で生涯にわたる生活経済とともに、多重債務等の深刻な消費者問題について理解させるというような観点が入っており、それを踏まえ、具体的に検討しているところ。

- ・国会で審議中の特定商取引法に関しては、消費者にとって大変良い情報が流れているが、実際にはかなり複雑である。法律ができたときにどういう形で、相談員ないし消費者に対して啓発するのか。

具体的な周知活動としては事業者向け、窓口担当者向けの説明会の開催、訪問販売協会のような業界団体を通じた周知・広報の徹底、消費者向けパンフレット、啓発ビデオ、広報サイト、ホームページでの周知徹底、情報への容易なアクセスを図ることを考えている。また、法改正をきっかけに、必要なものは事例集の整備や、ガイドラインでより一層の明確化を図り、その後、時々に応じた解釈の明確化を図っていく。

- ・特商法執行の際、産業育成担当部署と連絡をとって行うのか、執行しないと決定したときなどは、例えば担当部署から指導して改善するというようなことがあるのか。

執行に際して、産業振興部局の意向を踏まえて行政処分や立入検査を手控えるということは行っていない。特定商取引法は、指示において改善しない、また、そもそも消費者被害を惹起するような行為に対して悪性が高い場合は業務停止命令というものが掛かる、という2つの行政処分を持つスキームだが、例えば、行政処分を打った後でも行政処分を重く受け止めていないようなことがあれば、当然それについて担当部局から指導を行い、一度処分を行った後は、行所管担当部局と連携をとりながら、総合的に勘案し、必要な行政指導等を必要な範囲で行う。

消費者団体訴訟制度の導入

- ・3月4日の国会に提出された後の状況はどうなっているのか。また、適格消費者団体の認定の要件としてどういうことが議論されているのか。

先般、国会で可決・成立していただいた。この法律は、基本的に景表法、特商法の実効性確保ということで、今まで消費者契約法上の不当な行為についてのみ差止請求できるとなっていた適格消費者団体が、景品表示法と特定商取引法上の不当な行為についても差止請求ができるとするという枠組みとなっている。認定要件等については、基本的には現在の消費者契約法上の手続を踏襲する。基本的には現在の枠組みを利用して、現在の適格消費者団体がそのまま特定商取引法及び景品表示法上の差止請求権を行使できるという枠組みになっている。

学校や社会教育施設における消費者教育の推進

- ・現状をみると、個別のトラブルに対しての各省庁の対応が中心的になされているが、総合的な消費者教育、消費者のリスクの判断力を向上させるような取り組みとして、具体的にどのようなことが今計画されているのか。

- ・個別の取り組みはどちらかというとな一方的にやっている印象である。消費者がどこまで活用できているのか、あるいは学校教育の場で実際に作ったプログラム等がどこまで活用されているのかという点が、資料を見てもはっきりわからない。消費者を能動的に引っ張り出して教育をしていくようなプログラムということが、今現在どのように考

えられて進行しているのか。

- ・ 様々な教材を作成することは、それはそれで必要だが、中・長期的にどのように教育が効果を上げたかということが極めて大事。それをどのようにチェックするようになっているのか。また、どのような層に対してどのような担当官庁がどのような素材を提供するのか。レベルアップのためにどのようにして、成果がどれだけ上がっていったのかということを見ることができるようになっているか。
- ・ 文科省は消費者教育をどの程度重視して、現在の教育課程の中に位置付ける努力をされているのか。どのくらい学校教育の中に反映し、それが検証されているのかどうか。
- ・ 各省庁が作った様々な教材は、それぞれが、ある日あるとき必要に応じ、学校教育の教育課程や進度などを考えずにつくっている。そういったものが実際に活用されるのか。それぞれがつくりっ放しで終わっているのではないか。そういうものに対して何か協力しながらつくれるような手だてやかかわりができないものか。
- ・ 内閣府は随所から出されているものの存在を紹介するだけで良いのか。これから先の新たな消費者教育の重要性というものを考えると、評価システム等を今後どういうふうに整理されていくのか。
- ・ 消費者教育推進について各省庁の連携はできているのか。また、財団法人消費者教育支援センターを有効に利用し、消費者団体、事業者団体、教育学会などとの連携が必要ではないか。
 - ・ 消費者教育あるいはアクションプラン等の中でも、「消費者市民教育」といった言葉が出てきており、市民という言葉が入ることで、従来の消費者という一面からの教育だけではなく、生活者としての能力を高めるような教育が必要ではないかということが言われていると理解している。生活力を向上させることについては、ノルウェー等の学校教育等で行われており、今後そのような海外の事例等も踏まえながら、消費者教育あるいは消費者市民教育のあり方についても検討したい。
 - ・ 教材については、関係省庁消費者教育会議あるいは内閣府・文部科学省消費者教育連絡会議といった会議で、関係省庁間の適宜連携を図っている。
 - ・ 内閣府のポータルサイトは4月から試行的に実施しており、領域別とライフステージ別に教材を検索できる形になっている。こうしたポータルサイトを始めることによって、どういう分野の教材が足りないかといったことも明らかになり、足りない分野の充実といったものを更に検討していくということを考えている。
 - ・ 教材の利用状況及び効果については、これまでの体系化の中では数値的な評価ではなく、定性的な評価がされていたと思うので、今後そういった評価のシステムについても検討していくことが必要になるのと考えている。
- ・ 小学校、中学校については、今春、中教審の答申で示された社会において主体的に生きる消費者を育む視点からの消費の在り方等の指導充実といった観点を踏まえて、

学習指導要領が改定された。高等学校については、多重債務等の深刻な消費者問題について理解をさせるというような観点も踏まえながら、現在検討しているところ。

- ・各省で作成している教材の中には、文科省の教科の専門家が協力してつくっている教材もあり、できるだけ使われやすい教材といった観点から、各省と協力している。
- ・教材については、文科省に御指導をいただきながらつくっている。教科書の副教材については、作成している会社まで出向き、対話をしながら次のステップに進むようなことを行っている。
- ・これから社会人になる方、学生になる方に対してのアプローチは生協との連携などがある。また、本当に多重債務で苦しんでいるような人が見る媒体への宣伝を出す必要があるのではないかと考えている。もし、他にもアイデアがあれば、それも一緒にやらせていただきたい。
- ・金融関係については、金融広報中央委員会が役所のほか、有識者やメディアの方、弁護士といった関係者を含めたフォーラムをつくり、その場で教材のようなものも出し合っている。評価についても、その場で金広委が5年に一度、どのくらい効果が上がったかという評価をアンケート形式で行われている。
- ・霞が関で連携しても、なかなか現場に伝わらない。単に霞が関でやるだけではなくて、地域レベルの取り組みをやっていくのが大事ではないか。
- ・医療や福祉、介護などいわゆる社会的公共財を消費する人に対する教育が今必要なのではないか。権利だけではなく、責任や義務をある程度教育しなければいけないし、社会的連帯意識、共助や共生という広い意味での消費者教育を是非ともやっていただきたい。これまで消費者行政というと食品や薬品が中心。今回、消費者行政を考えるに当たり、医療や介護、年金も含めた利用者、介護サービスを受ける人たちも消費者の一部ということで、意識を改めて頑張っていきたい。

環境に配慮した消費者一人ひとりの取り組みの促進

- ・産業界における成果がある程度出てきている中で、消費者の環境問題に対する意識とその結果が非常に遅れているというのが実態。具体的なアクションプランとして一人一人の消費者の意識を高めるに当たり、どのような施策を考えているのか。また、それを進めていく中で、今抱えている大きな矛盾、例えば、賞味期限があり、食べられるものを捨ててしまう一方で、穀物諸々の価格の高騰、浪費の問題等が起きているといったことを今後どう解決していこうとお考えなのか。この問題について、今後の他省庁との連携をどのように考えているのか。
 - ・産業界の取り組みは大分進んでいるが、国民一人一人の取り組みは遅れているのではないかという点については、温暖化に特化すれば、チーム・マイナス6%ということで、国民運動として国民一人一人に取り組みを進めていただくため、各地域でイベントやキャンペーン、直接国民への働き掛けを行っている。更に、国民一人一人ができる範囲内で1人一日1kgのCO₂の排出削減を目指してくださいということホームページ上やイベント等の機会でも直接お願いしている。また、文科省と

協力して学校教育の現場でもいろいろな環境教育を取り上げてもらえるよう取り組みを進めている。国だけではなく地方自治体、産業界とも協力し、さまざまな場面を通じて、できるだけ具体的な取り組みを進めている。

- ・他省庁との連携については、文科省、経産省、国交省他と、温暖化や廃棄物の問題等でいかに連携するか考えている。
- ・賞味期限切れのものや賞味期限がまだ来ていないにもかかわらず、買われずにそのまま廃棄されてゴミになってしまうという点は、まさしくその通りであり、頭を悩ませている。環境教育の場や各企業の社員教育等の場において、そういう問題も含めて取り上げていただけるよう働き掛けている。そのほか、コンビニ業界等と協定のよう形で環境問題の取り組みを進めてくださいとお願いしている。
- ・ラベルやマークの違反表示の排除などの監視活動はどのように行っているのか、また、検証しているのか。その結果は消費者に伝えているのか。検証結果を知るにはどうしたらよいのか。
環境表示ガイドラインを作成し、周知徹底するよう、表示をする方々にきちんと再度確認していただけるような形をとっている。一連の偽装により、環境ラベルの信頼性や環境表示自体の信頼性が著しく傷ついたが、これに対しては検討会を設置し、偽装の実態の解明、再発防止策、表示の在り方等議論を行っている。
- ・化学物質アドバイザーの人数、形態、派遣分野について教えていただきたい。
中立的な立場で化学物質に関する客観的な情報提供やアドバイスを行う人材を派遣する事業であり、現在までに 24 名が登録、年間おおむね 50 回程度の派遣実績がある。

消費者からの苦情相談の活用

- ・「消費者被害の未然防止・拡大防止に資することが見込まれる」の「見込まれる」とは、どういう有効性があると判断できるのか。また、「悪質商法等に関する事業を早期に発信することが見込まれる」の「早期に発信」とは、どの程度の期間を言っているのか。さらに、各省庁がパイオネットを利用できるようになった後、各省庁も情報提供するということになっていると思うが、その点はどうなっているのか。
これまでパイオネットの情報提供は、各省庁から内閣府経由で国民生活センターに依頼し、それから提供ということになっていたが、各省庁に置き、それぞれが適切に情報を収集できるようになり、各省庁の協力により消費者被害の未然防止と拡大防止に資すると期待している。警戒情報等の早期発信については、今後検討していきたい。省庁からの情報提供についても、今検討中ということで御了承いただきたい。

緊要な消費者トラブルへの対応、その他

- ・64、65 ページの「消費者や事業者への啓発活動等を着実に進めていく」の「着実に進めていく」というのはどういう形で進めていかれるのか。
ガス供給事業者を通じ、チラシ等で注意を呼び掛けるほか、月 1 回、製品安全点検セミナーを開催し、その中でガス機器の使用に係る注意喚起を行っている。
- ・違法な経済取引の被害者救済に関し、銀行窓口で気づき、未然に防止するような対応をする銀行と全く無関心な銀行とあるような気がするが、どのように考えているのか。
口座凍結と被害金の返金については、議員立法で昨年 12 月に振り込め詐欺救済法が

成立し、6月21日の施行に向けて準備を進めているところであり、円滑な返還が進むと考えている。窓口での対応については、今年は特に6月から振り込め詐欺救済法が施行されることに伴い、振り込め詐欺撲滅強化月間が6月に行われる。その一環として、利用者の方への啓発活動だけではなく、ATM、窓口で積極的にお客様に声掛けをしていく等の活動も行っている。

- ・インターネットトラブルでは日々新しいことが起きており、消費者センターも全然追いつかない。そうしたときに問い合わせするところがない。以前は積極的で、よりどころとしていた総務省の消費者相談室は、最近、企業のコールセンターのような対応になってきているので、是非とも初心に戻っていただきたい。

電気通信消費者相談センターに関するご意見については、持ち帰り、検討させていただきたい。

- ・警視庁のハイテク犯罪という窓口にもなかなかつながらない。また、ハイテク犯罪といわゆる詐欺らしいというようなものが見極め方が難しい。

各都道府県警察にはハイテク犯罪、サイバー犯罪の相談窓口というのが設置されている。インターネットを使ってのいろいろな犯罪を広くサイバー犯罪と言っているが、その中の一つの手口に詐欺がある。ネットにまつわる犯罪については、詐欺であってもなくても、各警察署本部のサイバー相談の窓口にも連絡いただければ対応している。

- ・消費生活用製品安全法に関する消費者への周知啓発活動、事業者への周知啓発活動は現在、どういう状況であるか。消費者、事業者それぞれについて、まだまだ不十分なのか、どの辺に問題があると感じているか。

消費者への周知に関する今後の課題は、地域の高齢者等へのきめ細やかな周知をどう進めていくかということ。対事業者では、事故情報報告制度を通じた公表や問題がある場合には自主的なリコールというものも促している。

- ・エレベーターに関し、運転制御プログラムから独立した戸開走行防止装置の義務化との記載があるが、義務化されたのは今なのか、ということなのかお聞きしたい。ジェットコースターも同様だが、事故が発生したとき事業者からの報告義務をなぜ導入しないのか。どう検討されているのか。

(運転制御プログラムから独立した戸開走行防止装置は)今も義務化されている。今回の事故ではこの装置が有効に機能しなかった。プログラムの不具合等で誤作動を生じないように、もう一つ別に戸開防止装置の二重化を行う具体的な基準の検討をしている。事故情報については、現状義務はないが、各エレベーター業者と遊戯施設の業者に対し、通知レベルで事故等が発生した場合には報告してほしいとの要請をしている。

- ・44で「事故情報の共有化のための体制整備の徹底を盛り込んだ報告書が取りまとめられた」との記述は今後の取組みには記載されていないが、今後の取組みの中に入らないのか。

事故情報の収集や共有化は非常に重要ということで、「更に」という部分で書いたつもりではあるが、表現が悪ければ訂正することとしたい。具体的には、収集窓口を国土交通省及び各都道府県に設けて相互に共有化している。また、消防と連携し、救急で運ばれたような場合には、その情報をいただいて対応するというような連携体制をとることとしている。

- ・ シンドラー社製エレベーター事故の御遺族の方がいろいろと国土交通省に求めているということを聞いているが、その辺はどうなっているのか。
二重化についての早期実現を御要望されており、その点については進捗状況等を御説明して御理解いただきたいと考えている。
- ・ 食品表示の偽装問題関連では、すでに大阪と福岡と東京でGメンが配置されたということだが、どういう形でGメン活動が行われて、将来的にどういう展望を持っているのか。
Gメンは全国の都道府県の農政局・農政事務所の食品表示の監視を行っている職員であり、昔から配置している。4月から設置したのは通称特別Gメンと呼んでいるもので、全国で2,000名ほどいるGメンの中から非常に優秀な者を20名程度ピックアップして東京、大阪、福岡の事務所に配置、全国各地の非常に大きな案件があったところに派遣し、食品偽装の解明にあたっている。

全体

- ・ 消費者の窓のホームページに、消費者基本計画の項目の中にこうした検証とか実証の成果の部分が公表されていないように見えるが、一般市民への基本計画の検証結果の公表や進捗状況は、どういう形で示されていくものなのか。
分かりにくいかもしれないが、検証評価は、ホームページの消費者政策部会のところに掲載している。工夫の余地はあるかもしれない。
- ・ 個票は、制度とその運用の大きく2種類に分かれており、それぞれを評価する際の見方が異なるのではないかと。また、無理かもしれないが、「 」「 × 」「 」をつけ、自己評価であっても満足度はどの程度といった工夫をすれば分かりやすくなるのではないかと。
- ・ 形はどうあれ、(検証・評価・監視は)消費者基本法を実現するための有効なツールであり、これを軸に実現を図れば、前向きに進んでいくのではないかと期待している。

以上

本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。
本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。